

事業所税

Q

事業所税とはどのような税金ですか。

A

事業所税は、越谷市をはじめ人口30万人以上の都市など（令和5年4月1日現在全国で77都市）において、一定規模以上の事業を行っている方（個人・法人）に負担していただくものです。

これらの都市にあっては、都市環境の整備に多額の財源が必要となるため、行政サービスと企業活動との受益関係に着目して、そこに所在する事務所・事業所の規模に応じて都市環境の整備に要する費用の一部を負担していただくものです。

税の内容については、次のとおりです。

区分	事業所税	
	資産割	従業者割
課税客体	事業所等で行われる事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う者	
課税標準	事業所床面積	従業者給与総額
税率	1m ² につき 600円	従業者給与総額の0.25%
免税点 <small>(非課税分控除後で判定します。)</small>	市内合計事業所床面積が1,000m ² 以下	市内合計従業者数が100人以下
申告納付期限	法人 事業年度終了後2カ月以内	
	個人 翌年の3月15日	

※ 免税点以下で納付する必要がない場合であっても、延床面積800m²超または従業者数80人超の場合は、市税条例の規定により申告書を提出していただくことになっています。

入湯税

Q

入湯税とはどのような税金ですか。

A

入湯税は、鉱泉浴場の所在する市町村が課税する税金です。鉱泉浴場における入湯行為に対して入湯客から徴収します。

入湯税の税率は、入湯客1人1日について150円を標準として、条例で定めます。

入湯税の徴収は、特別徴収の方法によります。特別徴収義務者に指定する鉱泉浴場の経営者等が、入湯客から入湯税を徴収し、条例で定める納期限までに税額を申告して納めます。

市たばこ税

Q

市たばこ税とはどのような税金ですか。

A

市たばこ税は、たばこの製造者、輸入業者などの特定販売業者や、一般的の卸売販売業者が、たばこを市の区域内に所在する小売販売業者に対し売り渡す場合に、そのたばこの本数をもとに算定された税額を市に納める税金です。

また、市たばこ税は、たばこの小売価格に含まれていますので、実際に税金を負担しているのは消費者自身ですが、その税率と納める方法については、次のとおりとなっています。

紙巻たばこ等の税率については、段階的に 1,000 本当たりの税率が次のとおり引上げられました。

	引上げ時期	引上げ前	引上げ後
第1段階	平成30年10月1日	5,262 円	5,692 円
第2段階	令和2年10月1日	5,692 円	6,122 円
第3段階	令和3年10月1日	6,122 円	6,552 円

また、旧3級品紙巻たばこの税率については、令和元年10月1日以後の売渡し分から、税率特例の廃止により、紙巻たばこ等の税率に引上げされました。

納める方法

卸売販売業者などが、月の初日から末日までの間に売り渡したたばこについて算定された税額を翌月の末日までに市に申告して納めます。

【参考】(令和3年10月1日現在のたばこ税率計算による)

たばこ1箱（20本入り、580円）の場合には約358円の税金が含まれています。

(内訳) 市たばこ税（131円04銭）、県たばこ税（21円40銭）、

たばこ税（国税136円04銭）、たばこ特別税（国税16円40銭）、

消費税（国税）・地方消費税（合計52円72銭）

特別
土地
保有
税
市
た
ば
こ
税

特別土地保有税

Q

特別土地保有税とはどのような税金ですか。

A

特別土地保有税は、土地対策の一環として土地の投機的な取得や保有を抑制し、土地の有効利用を図ることを目的とした税金で、一定規模以上の土地の所有または取得に対して課税されます。なお、平成15年度以降、当分の間、新たな課税を停止しています。納税義務者や税率は次のとおりです。

区分	保有分	取得分
課税客体	平成12年1月2日以降取得した土地	毎年1月1日または7月1日前1年以内に取得した土地
納税義務者	毎年1月1日現在の土地の所有者	基準日前1年以内の土地の取得者
課税標準額	土地の取得価額（購入手数料等取得に要した費用を含む。）	
税率	1.4／100	3／100
税額の計算方法	(取得価額 × 税率) – 固定資産税相当額	(取得価額 × 税率) – 不動産取得税相当額
免税点(基準面積)	1月1日現在に所有する土地の合計面積5,000m ² 未満	1月1日または7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積5,000m ² 未満
申告納付期限	5月31日	1月1日前1年以内における基準面積以上の土地の取得の場合 2月末日 7月1日前1年以内における基準面積以上の土地の取得の場合 8月31日